

## 工場等立入調査票の作成方法について

### 1. 事業所概要について

事業所の代表者欄には氏名及び役職名も記載のこと。

生産工程フローを示す「別紙A」は、参考例を見本としてください。

### 2. 水質・土壌・地下水関係

#### 1) 有害物質使用特定施設（貯蔵指定施設）の構造基準適合状況について

構造基準が適用される設備について、適用される基準をすべて記入してください。（別添可）

例：地上配管でA基準が適用される箇所とB基準が適用される箇所がある場合

→ 「配管等（地上の場合）」の欄の「A基準」、「B基準」に○印してください。

#### 2) 用排水マスバランスシート「別紙B」については、別添作成例を参照してください。

#### 3) 有害物質の使用状況について

「有害物質使用状況チェックシート」「別紙1」の使用状況の欄の使用有無（現在、過去）には特定施設での使用の場合は特定施設番号を記入し、それ以外での使用の場合は○印で記載してください。

#### 4) 油類等の使用状況について

「水質汚濁防止法「事故時の措置」が必要な物質の使用状況チェックシート」「別紙2」に使用有無を○印で記載してください。

#### 5) 「別紙C」には施設(特定施設・ばい煙発生施設等)の配置および排水経路を記入してください。なお、施設配置図と排水経路図は別の図面に分けて頂いても構いません。

### 3. 大気関係

#### 1) 規模について（ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、水銀排出施設）各施設の規模は、規制対象施設に該当する根拠となるものを記載してください。

例：ボイラー（ばい煙発生施設）の場合 → 伝熱面積(m<sup>2</sup>)、燃焼能力(L/h) について記入

### 4. 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

#### 1) 事業場のエネルギー使用量（原油換算）は前年度の使用量で算出してください。

#### 2) 原油換算での算出は、滋賀県HP「事業者行動計画書制度」等をご確認ください。

※【規則別記様式第1号・標準様式第1号（事業者行動計画・変更計画・報告書）】中の“別紙1（計算シート）”をご活用ください。

「事業者行動計画書制度」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/13583.html>



#### 3) アイドリングストップに係る情報詳細

・駐車場の面積とは、事業場敷地内に設ける従業員用及び来客用の駐車スペースの面積

#### 4) 自動車管理計画書に係る情報詳細

・自動車の保有台数とは、県内すべて(関係支所等含む)の社用車の総数をいいます。

## 5. 化学物質等

- 1) P R T R法対象物質について記入してください。(届出規模未満の物質も記載のこと)
- 2) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(大気、水質)に該当するものを記入してください。
- 3) 燃料、油類、溶剤等の液体等について使用量・保管・貯蔵状況を記入してください。

## 6. フロン類

- 1) 第一種特定製品(業務用空調機器、冷蔵・冷凍機器)の設置基数、簡易点検および定期点検実施の状況を記入してください。

## 7. 騒音・振動・悪臭関係

### 1) 規模について

各施設の規模は、規制対象施設に該当する根拠となるものを記入してください。

例：送風機(騒音規制法)の場合

→ 原動機の定格出力(kW)について記入

### 2) 苦情について

苦情があった場合、その内容(時期、状況等)および対策を記載してください。

### 3) 特定悪臭物質の使用について

**別紙3**を参照のうえ、該当物質を記載しその用途を記入してください。

## 8. 廃棄物関係

### 1) 廃棄物の種類について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条、第2条の4に掲げられている廃棄物の種類を記入してください。

水銀使用製品廃棄物の場合はその旨明記してください。

## 9. その他

- 1) 【環境保全に資する独自の取り組み】は、些細な事項であっても積極的に記載願います。
- 2) 立入調査票の作成および調査の実施にあたり必要と思われる資料については、適宜添付してください。記入欄が狭く書ききれない場合は、適宜別紙にまとめてください。
- 3) その他作成にあたり不明な点は、南部環境事務所(Tel: 077-567-5444、E-mail: [de40@pref.shiga.lg.jp](mailto:de40@pref.shiga.lg.jp))までお問い合わせください。
- 4) 調査票様式の電子データは南部環境事務所のHPに掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/20722.html>



※調査日の当日は、以下のものを確認することがありますので、直ぐに提示できるよう用意しておいてください。

- ・各種自主測定結果(3年以上)
- ・有害物質使用特定施設に係る管理要領
- ・有害物質使用特定施設に係る定期点検結果
- ・P R T R使用量の算定根拠資料
- ・フロン類点検記録簿
- ・産業廃棄物処分のマニフェスト綴り
- ・産業廃棄物処分の収集運搬、処分の委託契約書、及び業の許可証写し
- ・緊急連絡体制(社内の連絡網、及び行政機関への通報先)